同　小川　敏夫
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策及び地域主権推進担当）事務代理を命ずる
（農林水産省農村振興局整備部長）農林水産技官　齊藤　政満
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる
（内閣府再就職等監視委員会事務局参事官）内閣府事務官　古田　義行
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房行政改革推進室室員を命ずる
（国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長）国土交通事務官　上野　純一
（国土交通省海事局総務課技術企画室長）国土交通技官　田口　昭門
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　長屋　正人
（経済産業省経済産業政策局産業施設課長（併）経済産業政策局地域産業活性化推進室付）経済産業技官　成瀬　茂夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる
（各通）
（内閣府再就職等監視委員会事務局参事官）内閣府事務官　奥村　穣
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房行政改革推進室室員を免ずる
簡易裁判所判事に任命する（以上五月一日）　廣田　民生

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　奈良　俊哉
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する
郵政民営化委員会事務局長事務代理を命ずる（三月二十三日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　塚越　保祐
関税局長兼税関研修所長柴生田敦夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（四月二十九日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、五月一日午後二時二十三分御出門、第十回「けばなインターナショナル世界大会「花展」を御覧のため、ホテルグランパシフィックLE DAIBA（港区）へ行啓、同三時五十五分還啓になった。

官庁報告

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項及び第169条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。
平成24年５月８日
国土交通大臣　前田　武志

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明
二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更
三　運航管理者技能検定
四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明
五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更
六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの
七　計器飛行証明
八　操縦教育証明
九　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所
一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成24年７月22日（日）①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市
二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成24年７月23日（月）③東京都⑤大阪市⑧那覇市
三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成24年７月22日（日）③東京都⑤大阪市

3　申請書の受付期間　平成24年６月６日（水）から平成24年６月14日（木）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先
一　①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102－0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540－8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成24年６月18日（月）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料
一　第１項第一号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
二　第１項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
一　定期運送用操縦士（法規）
二　事業用操縦士（法規）
三　自家用操縦士（法規）
四　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）
五　二等航空整備士（法規）
六　一等航空運航整備士（法規）
七　二等航空運航整備士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により、その旨を公告する。
平成二十四年五月八日
国土交通大臣　前田　武志

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊名	測量及び調査を行った地域	測量及び調査を行った期間
岩見沢市	岩見沢都市計画事業岩見沢駅北土地区画整理事業の確定測量図及び換地計画書	北海道岩見沢市元町一条西一丁目の一部、西二丁目の全部、元町二条東一丁目、西一丁目及び西二丁目の各一部、北一条西二丁目及び西三丁目の各全部、北二条西二丁目の全部、西三丁目及び西四丁目の各一部、北三条西三丁目の一部、有明町中央の一部	平成十八年度～平成二十二年度